

# 改正最低賃金法の運用状況について

－ 最低賃金と生活保護の乖離の計画的な解消状況 －

時点（平成）	乖離がある地域の数	乖離がある都道府県名（下段は乖離額）												
20 引上げ前	12	北海道 53	青森 11	宮城 20	秋田 9	埼玉 41	千葉 16	東京 80	神奈川 89	京都 33	大阪 34	兵庫 22	広島 22	
引上げ後	9	北海道 40		宮城 6		埼玉 21		東京 53	神奈川 59	京都 16	大阪 17	兵庫 7	広島 8	
21 引上げ前	12	北海道 47	青森 9	宮城 20	秋田 3	埼玉 23	千葉 5	東京 60	神奈川 66	京都 23	大阪 26	兵庫 16	広島 16	
引上げ後	10	北海道 36	青森 6	宮城 11		埼玉 10		東京 35	神奈川 43	京都 11	大阪 12	兵庫 7	広島 7	
22 引上げ前	12	北海道 39	青森 6	宮城 14	秋田 5	埼玉 14	千葉 5	東京 40	神奈川 47	京都 20	大阪 17	兵庫 13	広島 13	
引上げ後	5	北海道 26		宮城 2				東京 10	神奈川 18				広島 1	
23 引上げ前	9	北海道 31		宮城 8		埼玉 9		東京 16	神奈川 23	京都 1	大阪 7	兵庫 3	広島 6	
引上げ後	3	北海道 17		宮城 7					神奈川 5					
24 引上げ前	11	北海道 30	青森 5	宮城 19		埼玉 12	千葉 6	東京 20	神奈川 18	京都 8	大阪 15	兵庫 10	広島 12	
引上げ後	6	北海道 16		宮城 9				東京 7	神奈川 5		大阪 1		広島 3	
25 引上げ前	11	北海道 22	青森 2	宮城 9		埼玉 6	千葉 1	東京 13	神奈川 9	京都 3	大阪 8	兵庫 4	広島 11	
引上げ後	1	北海道 7												

## 最低賃金と生活保護の乖離額及び解消に向けた引上げ額の推移

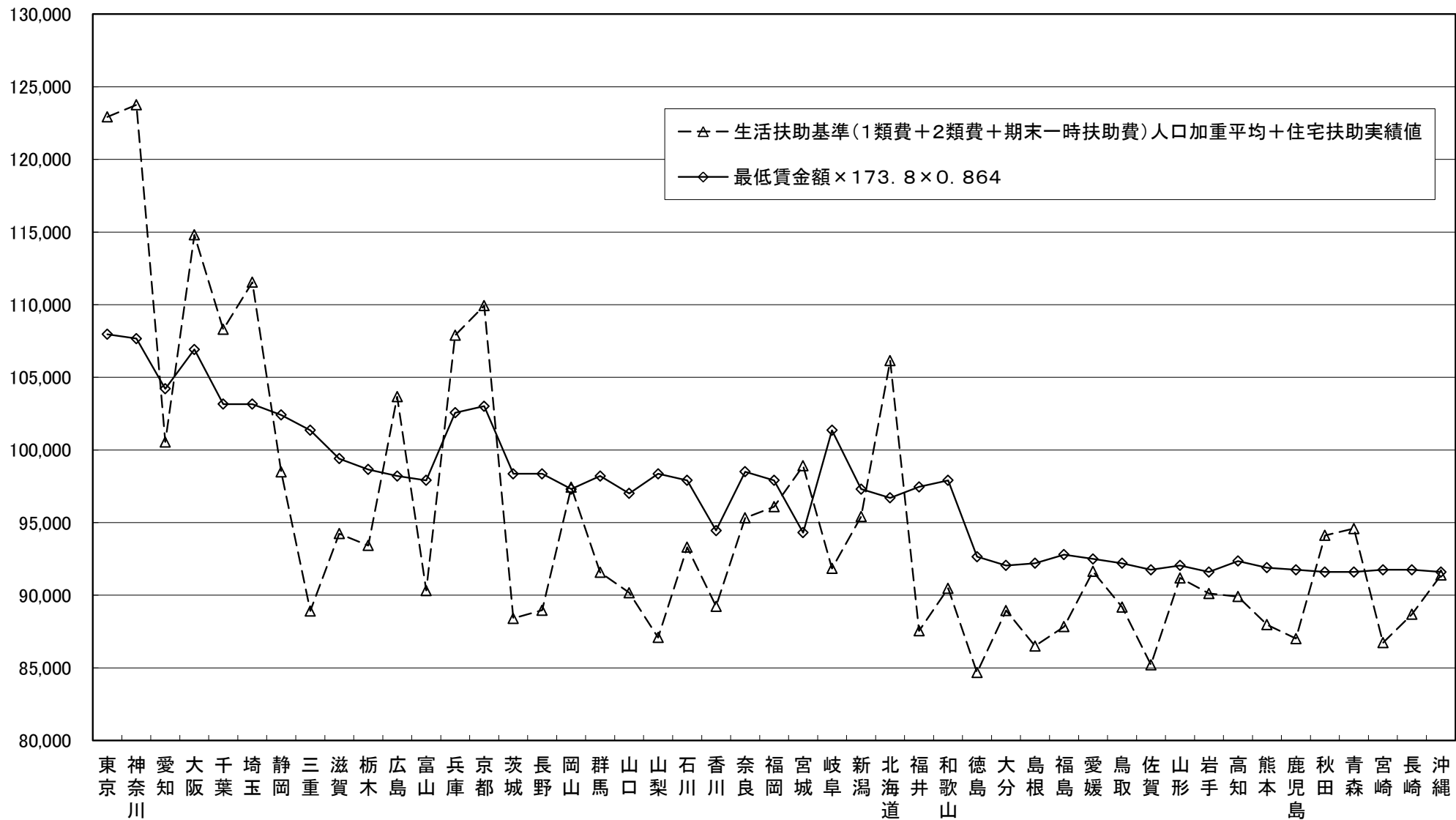
(単位:円)

都道府県	平成20年度時点の比較 (H18生保データ準拠)			平成21年度時点の比較 (H19生保データ準拠)				平成22年度時点の比較 (H20生保データ準拠)				平成23年度時点の比較 (H21生保データ準拠)				平成24年度時点の比較 (H22生保データ準拠)				平成25年度時点の比較 (H23生保データ準拠)				5年間の乖離額 拡大分 (H21~25年計)  (=D19+D20+ D21+D22+D23)	[参考] 6年間の引上げ額 (H20~25年計)  (=B20+B21+B22 +B23+B24+B25)
	乖離額 (A20)	最低賃金 引上げ額 (B20)	残された 乖離額 (C20) (=A-B)	乖離額 (A21)	データ更新 による 拡大分 (D19)	最低賃金 引上げ額 (B21)	残された 乖離額 (C21) (=A-B)	乖離額 (A22)	データ更新 による 拡大分 (D20)	最低賃金 引上げ額 (B22)	残された 乖離額 (C22) (=A-B)	乖離額 (A23)	データ更新 による 拡大分 (D21)	最低賃金 引上げ額 (B23)	残された 乖離額 (C23) (=A-B)	乖離額 (A24)	データ更新 による 拡大分 (D22)	最低賃金 引上げ額 (B24)	残された 乖離額 (C24) (=A-B)	乖離額 (A25)	データ更新 による 拡大分 (D23)	最低賃金 引上げ額 (B25)	残された 乖離額 (C25) (=A-B)		
北海道	53	13	40	47	7	11	36	39	3	13	26	31	5	14	17	30	13	14	16	22	6	15	7	34	80
青森	11	11	0	9	9	3	6	6	0	12	△ 6	△ 5	1	2	△ 7	5	12	7	△ 2	2	4	11	△ 9	26	46
宮城	20	14	6	20	14	9	11	14	3	12	2	8	6	1	7	19	12	10	9	9	0	11	△ 2	35	57
秋田	9	11	△ 2	3	5	3	0	5	5	13	△ 8	△ 9	△ 1	2	△ 11	0	11	7	△ 7	△ 5	2	11	△ 16	22	47
埼玉	41	20	21	23	2	13	10	14	4	15	△ 1	9	10	9	0	12	12	12	0	6	6	14	△ 8	34	83
千葉	16	17	△ 1	5	6	5	0	5	5	16	△ 11	△ 6	5	4	△ 10	6	16	8	△ 2	1	3	21	△ 20	35	71
東京	80	27	53	60	7	25	35	40	5	30	10	16	6	16	0	20	20	13	7	13	6	19	△ 6	44	130
神奈川	89	30	59	66	7	23	43	47	4	29	18	23	5	18	5	18	13	13	5	9	4	19	△ 10	33	132
京都	33	17	16	23	7	12	11	20	9	20	0	1	1	2	△ 1	8	9	8	0	3	3	14	△ 11	29	73
大阪	34	17	17	26	9	14	12	17	5	17	0	7	7	7	0	15	15	14	1	8	7	19	△ 11	43	88
兵庫	22	15	7	16	9	9	7	13	6	13	0	3	3	5	△ 2	10	12	10	0	4	4	12	△ 8	34	64
広島	22	14	8	16	8	9	7	13	6	12	1	6	5	6	0	12	12	9	3	11	8	14	△ 3	39	64

注. 網掛けの北海道のみ、平成26年6月18日現在において生活保護と最低賃金との乖離が残っている。

### 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

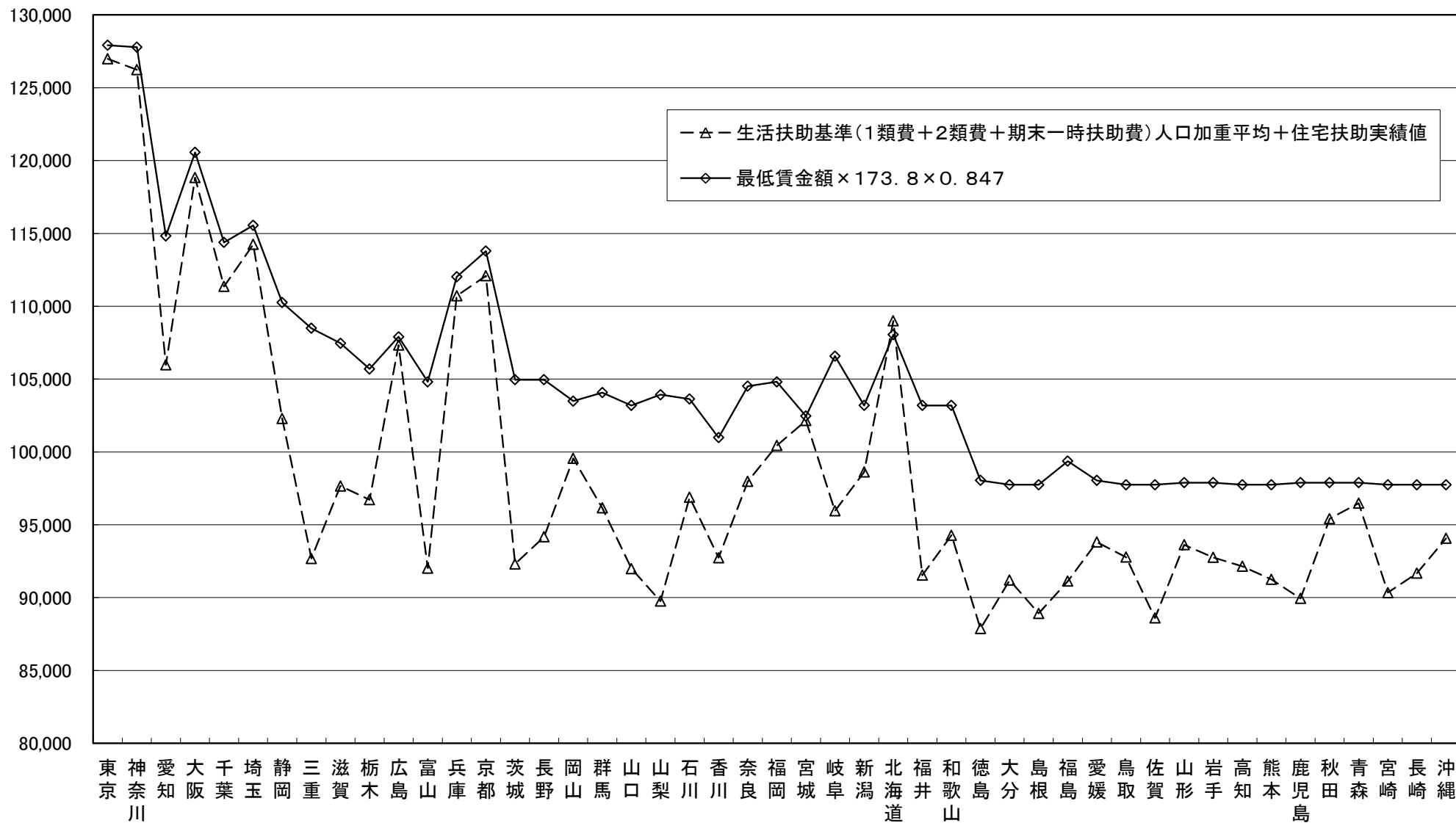
単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。  
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。  
 注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに平成18年度のもの。  
 注4)0.864は時間額610円で月173.8時間働いた場合の平成18年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

### 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。  
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。  
 注3)生活保護のデータは平成23年度、最低賃金のデータは平成25年度のもの。  
 注4)0.847は時間額645円で月173.8時間働いた場合の平成23年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

## 生活扶助基準の適正化等の基本的考え方

基準の見直しは、合理的な考え方に基づき「適正化」を図るもの。

### ①制度内の「歪み」の調整

- ・ 厚生労働省の生活保護基準部会における検証結果に基づき、年齢・世帯人員・地域差等の制度内の「歪み」（※）を調整
- 制度内の不均衡を適正化
  - ※ 前回の検証の際から検討すべき旨の指摘がある（「歪み」の具体例：3人世帯の場合、食費等は現在単身世帯と比較して基準額が3倍となっているが、消費実態は約2倍）

### ②近年のデフレ傾向を踏まえた調整

- ・ 近年のデフレ傾向にもかかわらず生活扶助基準が据え置かれてきたことを踏まえ、物価の変動分（4.78%）を勘案
- 前回の基準見直し（平成20年）の段階と実質的な購買力が同等となるよう適正化

### ③激変緩和措置

- ・ 影響を一定程度に抑える観点から、現行基準からの増減幅は、±10%を限度となるように調整。
  - ・ 平成25年8月（※）から27年度まで、3年程度をかけて段階的に実施。
- ※受給者への周知や自治体のシステム改修の期間を考慮

## 平成26年度 生活扶助基準額の改定の考え方

### <1. 平成25年8月から段階的に実施している生活扶助基準の見直し分>

- 平成25年8月から、生活保護基準部会における検証結果を踏まえ年齢・世帯人員・地域差の歪みを調整するとともに、物価の動向を勘案するという考え方に基づき必要な適正化を3年程度かけて段階的に実施しており、引き続き2年目分の適正化を実施。【影響は世帯構成によって様々】

(※)1年目:H25.8、2年目:H26.4、3年目:H27.4から実施予定

### <2. 平成26年度の国民の消費動向の見通し等を反映した分>

- 平成26年度に見通される国民の消費動向(民間最終消費支出の伸び)等を総合的に勘案。【+2.9%】

### <参考>

- 平成26年度の民間最終消費支出の見通しの伸びには、消費税率の引き上げによる影響も盛り込まれているところ。

# 生活保護基準額

## 1. 基準額表 (12～19歳・単身世帯 単位:円/月額)

		平成25年8月						平成26年度							
		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2		
第1類(12～19歳)	基準額①	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610	第1類(12～19歳)	基準額①	43,300	41,360	39,400	37,460	35,510	33,560
	基準額②	38,070	36,440	34,410	33,610	32,110	30,760		基準額②	39,170	37,500	35,410	34,580	33,040	31,650
第2類(単身世帯)	基準額①	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660	第2類(単身世帯)	基準額①	44,690	42,680	40,670	38,660	36,640	34,640
	基準額②	39,650	37,950	35,840	35,010	33,450	32,040		基準額②	40,800	39,050	36,880	36,030	34,420	32,970
第1類+第2類の合算額		82,920	79,250	75,290	72,190	68,600	65,120	第1類+第2類の合算額		82,650	79,050	74,890	72,450	69,030	65,820
冬季加算 (単身世帯)	I区	23,960	22,880	21,810	20,720	19,650	18,570	冬季加算 (単身世帯)	I区	24,260	23,160	22,080	20,980	19,890	18,800
	II区	17,130	16,370	15,590	14,820	14,050	13,280		II区	17,340	16,570	15,780	15,000	14,230	13,440
	III区	11,380	10,860	10,350	9,840	9,330	8,820		III区	11,520	11,000	10,480	9,960	9,440	8,930
	IV区	8,680	8,290	7,900	7,510	7,110	6,730		IV区	8,790	8,390	8,000	7,600	7,200	6,810
	V区	6,050	5,780	5,510	5,240	4,960	4,690		V区	6,130	5,850	5,580	5,300	5,020	4,750
	VI区	3,040	2,900	2,770	2,630	2,490	2,350		VI区	3,080	2,940	2,800	2,660	2,520	2,380
期末一時扶助(単身世帯)		13,500	12,890	12,280	11,680	11,070	10,460	期末一時扶助(単身世帯)		13,890	13,260	12,640	12,020	11,390	10,760

### 「第1類+第2類の合算額」の計算方法

- 平成25年8月 → 「(基準額①の第1類+第2類)×2/3+(基準額②の第1類+第2類)×1/3」
- 平成26年度 → 「(基準額①の第1類+第2類)×1/3+(基準額②の第1類+第2類)×2/3」
- ※ ただし、「基準額②の第1類+第2類」の額が、「基準額①の第1類+第2類」の90%より少ない場合は、「基準額②の第1類+第2類」を「基準額①の第1類+第2類の90%」に置き換える。  
(なお、12～19歳・単身の場合は当該ただし書きに該当するものはない。)

## 2. 改定状況

		差額(平成26年度 - 平成25年8月)						比率(平成26年度 ÷ 平成25年8月)							
		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2		
第1類+第2類の合算額		-270	-200	-400	260	430	700	第1類+第2類の合算額		-0.3%	-0.3%	-0.5%	0.4%	0.6%	1.1%
冬季加算 (単身世帯)	I区	300	280	270	260	240	230	冬季加算 (単身世帯)	I区	1.3%	1.2%	1.2%	1.3%	1.2%	1.2%
	II区	210	200	190	180	180	160		II区	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.2%
	III区	140	140	130	120	110	110		III区	1.2%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%
	IV区	110	100	100	90	90	80		IV区	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%
	V区	80	70	70	60	60	60		V区	1.3%	1.2%	1.3%	1.1%	1.2%	1.3%
	VI区	40	40	30	30	30	30		VI区	1.3%	1.4%	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%
期末一時扶助(単身世帯)		390	370	360	340	320	300	期末一時扶助(単身世帯)		2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%

※ 平成27年度以降の基準額については、毎年末の予算編成過程において検討される。その際、物価の上昇等に伴い国民の消費動向が上昇した場合には、そのことも勘案しつつ基準額の改定が検討されることになる。

## 改正最低賃金法の運用状況について

### 1. 減額特例について（第7条）

#### （1）改正の趣旨

平成19年の法改正以前は、本規定は最低賃金の適用除外についての許可規定であり、通達によって、支払下限額を個別に定める運用がなされていたが、最低賃金に達しない賃金を支払うことが認められることとなり、最低賃金法違反による罰則も適用されないものであった。

しかし、最低賃金のセーフティネットとしての機能を強化する観点から、最低賃金の適用対象をなるべく広範囲とすることが望ましく、減額措置が可能であるならば、適用除外とするよりも減額した最低賃金を適用した方が労働者保護に資することから改正されたものである。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（最低賃金の<u>適用除外</u>）</p> <p><u>第八条</u> <u>次に掲げる労働者については、当該最低賃金に別段の定めがある場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、使用者が都道府県労働局長の許可を受けたときは、第五条の規定は、適用しない。</u></p> <p>一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者</p> <p>二 試の使用期間中の者</p> <p>三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>四 <u>所定労働時間の特に短い者、軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者</u>※</p>	<p style="text-align: center;">（最低賃金の<u>減額の特例</u>）</p> <p><u>第七条</u> <u>使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する。</u></p> <p>一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者</p> <p>二 試の使用期間中の者</p> <p>三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>四 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者※</p>

※ 「その他の厚生労働省令で定める者」として、例示されているものの他は、最低賃金法施行規則において「断続的労働に従事する者」が定められている。



## (2) 改正後の状況

改正前の適用除外許可及び改正後の減額特例許可の件数の推移は表1のとおりであり、改正前の許可が失効し切り替えが多数行われた平成21年度を除き、おおむね改正後も改正前と同水準で許可が行われている。

【表1】減額特例の許可件数の推移

	18年※	19年※	20年※	21年	22年	23年	24年	25年
合計	6,029	7,510	7,746	14,309	7,081	7,482	11,682	9,734
精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者	3,755	4,486	4,962	8,200	3,867	3,793	5,965	4,214
試の使用期間中の者	0	0	1	4	1	0	0	0
基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者	8	17	12	15	6	8	6	3
軽易な業務に従事する者	18	16	14	16	12	10	23	6
断続的労働に従事する者	2,248	2,991	2,757	6,074	3,195	3,671	5,688	5,511

出典：報告例規賃403（平成24年以前は、報告例規勤403）

※ 平成18年～平成20年は改正法施行前の適用除外許可の件数。ただし、平成20年においては、7月1日以降は減額特例許可の件数

## 2. 派遣労働者に適用される最低賃金について（第13条及び第18条）

### (1) 改正の趣旨

平成19年の法改正以前は、派遣労働者については派遣元事業場の地域・事業について決定された最低賃金が適用されていた。しかし、この取り扱いについては、派遣労働者は派遣先の他の労働者と同じ場所で同じ者から指揮命令を受けて働いているにもかかわらず、派遣先の事業場の地域別最低賃金が適用されないという問題があった。派遣労働者については、現に指揮命令を受けて業務に従事しているのが派遣先であり、賃金の決定に際しては、どこでどういう仕事をしているかを重視すべきであることから、

改正法により、派遣労働者に対しては派遣先の事業場の地域・事業について決定された最低賃金を適用することとしたものである。

(派遣中の労働者の地域別最低賃金)

第十三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条第一項 に規定する派遣中の労働者（第十八条において「派遣中の労働者」という。）については、その派遣先の事業（同項 に規定する派遣先の事業をいう。第十八条において同じ。）の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。

(派遣中の労働者の特定最低賃金)

第十八条 派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。

## (2) 改正後の状況

平成 19 年以降の派遣労働者数の推移は表 2 のとおりであり、平成 21 年度以降は減少傾向にある。

【表 2】派遣労働者数の推移

	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
派遣労働者数※ <sub>1</sub>	174 万人	198 万人	157 万人	148 万人	132 万人	129 万人
雇用者数※ <sub>2</sub>	5,537 万人	5,546 万人	5,489 万人	5,500 万人	5,508 万人	5,504 万人

出典) 厚生労働省「労働者派遣事業報告書の集計結果」及び総務省「労働力調査」

※ 1 厚生労働省「労働者派遣事業報告書」における一般労働者派遣事業での「常時雇用労働者」と「常時雇用以外の労働者」に特定労働者派遣事業での「常時雇用労働者」を合計した人数

※ 2 総務省「労働力調査」における雇用者数（年平均結果）

また、派遣事業に係る最低賃金法違反の状況は表3のとおりである。

【表3】労働者派遣事業における最低賃金法第4条（改正前は第5条）違反の推移

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
監督実施事業場数	1,334	1,859	1,856	3,465	1,355	1,071	874
違反事業場数	4	6	2	11	9	10	9

出典) 労働基準監督年報

### 3. 申告規定について（第34条）

#### （1）改正の趣旨

労働基準法、労働安全衛生法等労働基準関係法令においては、法違反について労働者が監督機関に申告できる旨の規定及び申告したことを理由とする不利益取扱いを禁止する規定が設けられているが、平成19年の法改正以前は、最低賃金法にはかかる規定が置かれていなかったため、改正法に、他の労働基準関係法令と同様の申告等に関する規定を整備したものである。

（監督機関に対する申告）

第三十四条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

#### （2）改正後の状況

法改正前後の最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の状況は表4のとおりであり、監督実施事業場のうち10%程度の事業場で最低賃金法第4条の違反が認められる。

**【表 4】最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果における全事業の最低賃金法第 4 条（改正前は第 5 条）違反の事業場数の推移**

	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年
監督実施事業場数	10,700	20,362	19,550	9,743	13,559	14,298	13,644	13,946
違反事業場数	731	1,399	1,318	833	1,055	1,481	1,139	1,343

出典) 賃金時間室指導係集計

法改正後の最低賃金法違反に関する申告処理状況は表 5 のとおり、平成 21 年度以降は 2,000 件を超える水準で推移しており、申告があった事業場の内、半数程度で実際に違反が認められている。

**【表 5】最低賃金法第 4 条違反に係る申告の対象となった事業場数の推移**

	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
被申告事業場数	1,165	2,871	2,114	2,779	3,009
うち、違反事業場数	766	1,769	1,343	1,576	1,459

出典) 労働基準監督年報

※被申告事業場数と違反事業場数は、

①約定賃金が一切支払われていない事案

②約定賃金は最低賃金額を上回っているが、最低賃金に満たない額の支払しかなくされていない事案

③約定賃金が最低賃金額未満であり、当該約定賃金額しか支払われていない事案の総計